

7/13
月

から
マイナンバーカード
受付窓口を増やしました！

市民課 ☎ 65 - 1232
FAX 65 - 1235



今年度に入り、マイナンバーカードを取得する人が急増しています。市民課では窓口を5つに増やして対応していますが、有効期限を迎えた電子証明書の更新（証明書は有効期限を過ぎると利用できませんが、更新は期限を過ぎても可能です）や、住所異動などに伴う券面変更、暗証番号を忘れた際の再設定手続きなどもあり、待ち時間がよく発生します。

申請時来庁方式（カードは本人限定受取郵便で自宅に郵送）は、各支所でも手続きができます。ぜひご利用ください。

●申請時来庁方式では、本人による運転免許証など本人確認書類と個人番号通知カード（紙製）の持参が必要です。

【申請時来庁方式における本人確認書類】

A. 【写真付きの官公署発行のもの】いずれか1点
運転免許証、パスポート、運転経歴証明書（H24.4.1以降交付のもの）、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード など ※Aが無い場合は、Bから2点が必要
B. 【「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市長が適当と認めるもの】
健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証、学校が発行した在学証明書、医療受給者証 など



※個人番号通知カードを無くした場合、本人確認書類はAから2点またはA 1点+B 1点が必要です。
※住民基本台帳カード（H27年に制度廃止）を持っている人は、申請時に持参ください。

パブリックコメントの実施について

総合政策課 ☎ 65 - 1210 FAX 65 - 1216

新居浜市の最上位計画で、今後の長期的なまちづくりの指針となる「第六次新居浜市長期総合計画（案）」を策定しました。

この案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

●公表期間 9月15日（火）～10月15日（土）

●公表場所

市役所…総合案内（1階）、行政資料室（3階）、総合政策課（3階）、各支所、各公民館、ふれあいプラザ、ウイメンズプラザ、市ホームページ

●意見提出方法

・様式自由
・住所、氏名、基本計画（案）に関する意見を記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールで総合政策課まで提出してください。

✉ seisaku@city.niihama.lg.jp

〒792-8585 一宮町1-5-1

●意見提出期限 10月15日（土）

処方された薬代が安くなります！
ジェネリック医薬品を積極的に利用しましょう！
国保課 ☎ 65 - 1219 FAX 65 - 1235

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも開発費用が抑えられるので、価格が安く設定されます。品質・有効性・安全性は、厚生労働省の審査で承認されています。

先発医薬品を使っている人がジェネリック医薬品に変更すれば、家計や保険者の支払う医療費を減らすことができます。積極的に医師や薬剤師に相談し、利用しましょう。

ジェネリック医薬品を使うためには

●かかりつけ医師・薬剤師に相談しましょう。

ジェネリック医薬品
をお願いします！

分かりました！



●国保保険証と併せて「ジェネリック医薬品希望シール」を送っています。お薬手帳と保険証に貼って提示しましょう。

市政 ニュース

生活の不安や心配事をお聞かせください

生活福祉課 ☎65・1240 FAX37・3844

「借金で生活が苦しい」「病気で働けない」「子どもが引きこもってしまい心配」など、生活や仕事の不安・悩みを誰にも相談できず一人で抱えていませんか？

市では、このような悩みを相談できる窓口を設置しています。

新居浜市社会福祉協議会の自立相談支援窓口では、専門の支援員が生活の困り事や不安を伺います。生活に困窮している原因や問題を整理し、必要に応じて関係機関とも連携して「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

支援員は自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、相談者に応じた支援プランを一緒に作り、プランに沿った支援を進めていきます。
一人で悩まず、まずはご相談ください。

▼相談窓口

社会福祉協議会自立相談支援センター

☎47・4976 FAX32・1560
✉kenji@n-syakyojp

相談
無料

相談者に寄り添いながら
一緒にステップアップ

目標達成
(自立)

計画に沿って関係機関と連携して支援します

解決策を一緒に考え計画を立てます

困り事をご相談ください。一緒に問題を整理します

支援

計画

相談

ほじょ犬には3つの種類があります

盲導犬	介助犬	聴導犬
目の不自由な人が安全に街中を歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。胴体にハーネスをつけているのが特徴です。	手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。着替えも手伝います。	耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えます。



ほじょ犬ってなあに？

地域福祉課 ☎65・1237 FAX37・3844

ほじょ犬には、「盲導犬」・「介助犬」・「聴導犬」の3つの種類があり、これらをまとめて「ほじょ犬」と呼んでいます。街でほじょ犬に出合ったら、次のことに気を付けて、優しく見守ってあげてください。

◎ほじょ犬と街で出合ったら

▼声を掛けたり触ったり、食べ物をおげないで！
仕事中にほじょ犬の気が散ると、事故の原因になることが

あります。声を掛けたり触ったり、食べ物をおげないでください。

▼犬好きな人も、ほじょ犬を見つめ過ぎないで！

見つめ過ぎるとほじょ犬が誘惑されて（気が散って）しまいます。

▼困っていたら声掛けを！

使用者が困っているようであれば、「何かお手伝いしましょうか？」と声掛けをお願いします。何かあれば周囲の人がすぐに手を貸してくれると思うと、使用者も安心して外出できるようになります。

▼ほじょ犬の同伴は法律※で認められています

お店で入店を断られている場面に出合ったら、「法律（身体障害者補助犬法）でほじょ犬の同伴が認められています」とお店の人に伝えてください。

※ほじょ犬は、身体障害者補助犬法によって、公共施設や交通機関をはじめ、スーパーマーケットやレストラン、ホテルなどの施設に同伴することができます。

妊娠・出産期の家事・育児のお手伝いをします エンゼルヘルパー派遣事業

子育て支援課 ☎65・1242 ㊟37・3844

妊娠中の体調不良や、産後の育児などで大変な時期に、ヘルパーを派遣して家事や育児の援助をします。

▼利用できる家庭

日中、家族などからの援助がなく、家事・育児が困難な次のいずれかに該当する家庭。

・妊婦（母子健康手帳の交付を受けている人）がいる家庭。

・産後6カ月（多胎児の場合は産後12カ月）までの子どもを自宅で養育している家庭。

・就学前の児童を養育し、かつ保護者が病気などで体調不良の家庭。

▼援助内容

・家事に関すること

食事の準備および後片付け、衣類の洗濯、居室などの掃除および整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事援助

・育児に関すること

授乳、おむつ交換、沐浴、介助、病院受診や健診などの同行、その



他必要な育児援助・相談

※利用者（保護者）と子どもが一緒にいる場所で行います。託児ではないので、ヘルパーと子どもだけの留守番などはできません。

▼適用期間と利用時間

・1日1回2時間以内で、産前10回、産後10回（多胎児については産後12カ月まで20回）が限度

・月曜から金曜の9時から17時まで（年末年始除く）

▼利用申請

子育て支援課に事前の登録申請が必要です。

▼利用料金

・1時間500円（1時間に満たない場合でも1時間の利用扱いとなります）

・前日17時以降のキャンセルは、キャンセル料1千円が発生します。

詳しくは、子育て支援課まで問い合わせください。

保育体験者を募集します

こども保育課 ☎65・1582 ㊟37・3844

✉ kodomohiku@city.niihama.lg.jp

「子どもたちのためにもう一度頑張って保育したいけれど、ブランクがあつてちょっと心配…」資格はあるが経験がなく自信がない…」と思っているあなたのために、こんなサポートを実施します。

お近くの保育園で保育体験ができます。子どもたちと一緒に遊んだり、保育士と一緒に保育を体験したりしませんか。また、経験豊富な保育士から保育の話聞くことや、仕事についての相談もできます。子どもたちのために、あなたの力を貸してください。

▼内容

保育の見学、保育士の補助、子どもたちと一緒にいろいろな活動や自由遊び、絵本の読み聞かせなど得意な活動や、経験してみたいことがあれば実習も可能です。

▼申込先

こども保育課

▼期間 随時受付（希望により1～5日間で実施）

▼時間 平日の9時～15時

▼場所 公立・私立保育園

（実施設は問い合わせください）

▼持参物 保育士証（写）、動きやすい服装、エプロン、上履き、運動靴、帽子、タオル、水筒など

▼昼食

公立…主食（ご飯）持参、副食代金1食290円
私立…弁当など持参



受験生のインフルエンザ予防接種費用を助成します！

保健センター ☎ 35・1070 FAX 37・4380

中学3年生および高校3年生の年齢に相当する人が、任意で実施するインフルエンザ予防接種料金の一部を市が助成します。

▼対象者

- 中学3年生相当：(H17年4月2日～H18年4月1日生)
 - 高校3年生相当：(H14年4月2日～H15年4月1日生)
- ※市外転出者は対象外。

▼助成券有効期間

10月15日(木)～

R3年1月31日(日)

※対象者には10月上旬に個人通知を行う予定です。

▼助成額：1千円 医療機関により接種費用が異なります。接種時は助成券を実施医療機関窓口へ提出し、1千円を差し引いた額を支払ってください。助成券を利用せず、接種費用を全額支払った場合、接種費用の還付は行いません。▼助成券を紛失した場合は再交付の手続きを行います。接種前に保健センターまで連絡ください。

▼実施医療機関：市内の実施医療機関に限ります。同封の受験生インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧で確認してください。

▼実施医療機関によって、予約開始時期や実施期間などが異なるので、事前に予約をお願いします。

▼接種時に持参するもの

▼新居浜市受験生等予防接種助成券(個人通知に同封) ▼本人確認書類(健康保険証など) ▼現金(接種料) ▼母子健康手帳(接種歴の記入を希望する場合)

▼注意事項

※インフルエンザワクチンは製造過程で鶏卵を利用して作ります。卵アレルギーの人(食べるとじんましんや発疹が出たり、口腔内がしびれるなど)は注意が必要です。接種医とご相談ください。



9月10日は「下水道の日」です

企業総務課 ☎ 65・1330 FAX 65・1335

▼下水道のメリット

水路への生活排水がなくなり、その排水を下水処理場で浄化することによって、地域の生活環境向上および海や河川の水質保全に役立ちます。

▼水洗トイレへの改造は公共下水道の供用開始後3年以内！

下水道が使用可能になった区域では、下水道法で3年以内には下水道に直結する水洗トイレへ改造することが義務付けられています。また、浄化槽を設置している場合でも、下水道に直結する水洗トイレに改造しなければなりません。

▼無利子の「水洗トイレ改造資金融資あっせん制度」の活用を！

【対象工事】水洗トイレへの改造工事(新築を除く)

【融資あっせん金額】便槽1カ所もしくは浄化槽1基につき50万円以内

【返済方法】1件当たり毎月1万円の均等払い。

※詳細はお問い合わせください。

▼排水設備工事は必ず指定工事店で！

排水設備および水洗便所改造工事は、市が指定した「指定工事店」でなければ施工することができません。不正に工事を行うと、使用料を過去にさかのぼって請求したり、違反に対する過料が発生したりします。また、工事のやり直しや改善を行ってもらうことになり、ご注意ください。

▼接続工事後の使用料について

下水道接続工事後は、下水道使用料がかかります。検針票および使用水量のお知らせは、きを確認してください。また、井戸水を使用している人も下水道に接続している場合は使用料がかかりますので、入退去の際には届け出をしてください。

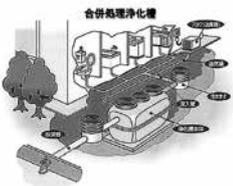
▼点検商法などにご注意！

有料の点検や補修は市役所では行っておりません。不審な場合は、企業総務課または消費生活センター(☎65・1206)へご相談ください。

浄化槽設置費用に補助金が出ます

環境保全課 ☎ 65 - 1512 ☎ 65 - 1255

公共下水道の事業区域外に、小型合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用に対する補助金交付制度があります。※補助基数には限りがあります（先着順）。申し込みはお早めに！



補助限度額	
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

※既存の単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽を設置する際には、設置補助金に加え、撤去費用に対して9万円を限度とする補助があります。

【補助の条件】 ▶公共下水道の事業計画区域外であること ▶申請者本人が住むための住宅であること ▶改造のみ（新築・建て替えは対象外） ▶その年度の補助金予算枠に入っていること ▶補助金を受けようとする当該年度内に工事を開始し、かつ終了させること ▶市税などに滞納がないこと

※詳細については環境保全課まで問い合わせください。

ひとり親世帯臨時特別給付金について

子育て支援課 ☎ 65 - 1242 ☎ 37 - 3844

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じています。こうした世帯を支援するための臨時特別給付金が支給されます。※申請には収入額が分かるものなどの書類提出が必要です。

①基本給付【児童扶養手当受給資格者などへの給付】

- (1)令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人（※申請不要）
- (2)公的年金給付などを受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人
- (3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

②追加給付【収入が減少した児童扶養手当受給資格者などへの給付】

上記(1)・(2)の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているなどの申し出があった人

給付額

- ①…1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
- ②…1世帯5万円



給付金の詳細はこちら

環境について考えよう

新居浜市地球温暖化対策地域協議会（環境保全課）

☎ 65 - 1512 ☎ 65 - 1255

●愛媛県ノーマイカー通勤デー
参加・協賛事業所募集中！

●環境出前講座の受講・講師団
体を募集します

過度の車利用がもたらすさまざまな問題を一人一人が認識し、解決するためのきっかけとして、県では「愛媛県ノーマイカー通勤デー（以下ノーカーデー）」を毎月1回設定し、通勤時における、マイカー・バイク利用から徒歩・自転車・公共交通への転換を実践しています。

参加事業所と協賛事業所をそれぞれ募集しています。ノーカーデーへの積極的なご協力をお願いします。

▼参加事業所とは…ノーカーデーの趣旨に賛同し、参加登録を行う県内の事業所のことです。

▼協賛事業所とは…ノーカーデーの趣旨に賛同し、参加者にお得な割り引きなどの優遇サービスを提供することにより、ノーカーデーの実施に協力する事業所のことです。市内事業所の登録をお待ちしています。



出前講座の様子
「エコドライブ講習会」

地球温暖化や省エネ、エコドライブなど、環境について学んでみませんか？

少し難しく思える環境問題ですが、環境出前講座では、講師の先生が分かりやすく教えてくださいます。

幅広い講座メニューがあり、年齢にかかわらず受講できますので、ぜひ一度お問い合わせください。また、環境出前講座を実施する団体も随時募集しています。

新居浜の美術コレクション展示（第一期）

市美術館 ☎65・3580 ㊟65・3581

市美術館が所蔵する美術品や資料についての、新居浜および地域ゆかりの美術を中心に展示・紹介します。

会期 9月5日(土)～10月18日(日)

※9月8日(火)、14日(月)、23日(水)、

28日(月)、10月6日(火)、12月(は)

休館

開館時間 9時30分～17時

会場 展示室2 料金 無料

①特集展示

小さな旅―四国とところどころ

館藏品の中から、四国各地の風景や風土を描いた作品を展示します。



飯尾時春《城門》1961年 油彩
※戦前期から活躍した新居浜洋画の指導者的存在。丸亀城・大手一の門を城内から描いた作品とされる。

②コレクション名品選

生き物たちのいるところ

わたしたちの身近な存在である「生き物」（犬・猫・鳥・魚・虫など）が登場する作品を紹介

します。



大智勝観《蛍光の読書》
大正一昭和時代 絹本着色
※袋に入った蛍の明かりをたよりに苦勞して勉学に励む姿が描かれている。中国の故事「蛍雪の功」にちなむ。

③寺坂公雄コーナー

新居浜の洋画界で指導的役割を果たした寺坂公雄（1933～）、広島生まれ）の作品について、コーナー展示します。

④アーカイブ展示 秋月繁

青年期より新居浜で絵を学んだパッケージデザイナー、秋月繁（1930～2015、中国・青島生まれ）の活動について、作品と資料から紹介します。

【関連イベント】

●学芸員による展示解説

日時 9月6日(日)、10月18日(日)
(各日) 14時～1時間程度

場所 展示室2 料金 無料

定員 10人：当日13時30分～受付（先着順）

人権の窓

人権教育課 ☎65・1243 ㊟65・1306

9月11日は

「人権のつどい日」です。

市では毎月11日を「人権のつどい日」と定めています。誰でも自由に参加できます。事前の申し込みは必要ありません。気軽にご参加ください。

場所 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)

時間 19時30分～21時

定員 50人(先着順)

※マスクを着用して参加してください。

内容 講座「固定観念をなくすには」

講師 市人権啓発指導員

皆さんは血液型占いを信じますか？「O型は大ざっぱだ」などと思う人がいるかもしれません。しかし、心理学では血液型と性格は関係がないと言われています。

では、なぜ血液型占いを信じている人が多いのでしょうか？そこには「ステレオタイプ」が

関係しています。ステレオタイプとは、固定観念から「○○な人は△△だ」などと決めつけてしまうことです。そして差別や偏見はこのステレオタイプによる考えがもとになっている場合が少なくありません。

また、性別についても「家事・育児は女性の仕事」や、「力仕事は男」など、固定観念からの決め付けがあります。これをジェンダー問題と言います。

人権のつどい日では、ステレオタイプやジェンダーについて考えたいと思います。皆さんの参加をお待ちしています。

●平成27年度募集

新居浜市人権かるた

ん！いいねお互いを認め合う社会にしよう

(一般応募)

